

新型コロナウイルス感染症対策と 学校運営に関するガイドライン

-学校の「新しい日常」の定着に向けて-

令和2年6月10日（11月1日改訂）

代々木高等学校

はじめに

ウイズコロナという言葉が日常会話で使われるようになるなど学校の教育活動を再開するに当たっては、これから一定期間、新たなウイルスとともに社会で生きていかなければならないという認識に立つ必要があります。そして、感染症予防策を講じながら、生徒等の健康安全と学びの保障との両立を図り、学校の「新しい日常」を定着させていくことが必要です。

本校においては、感染症予防策を徹底して行うとともに、オンライン学習等による家庭学習を組み合わせた教育活動を工夫して実施するなど、コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、たうえで教育活動の充実を図りたいと考えています。また、こうした活動を継続することで、感染症の第2波以降にも備えたいと考えています。

さらに、各家庭においては、生徒のみならず、保護者やご家族の皆さまも含め、日々の感染予防に努めていただくことが、学校での感染拡大の防止につながります。

これらのことを踏まえ、学校の「新しい日常」の定着に向けご理解、ご協力をお願いします。

代々木高等学校 校長 一色真司

<目次>

◆ 本文

| | |
|--------------------------|---|
| 本ガイドラインについて | 3 |
| 感染症対策に関する基本的な考え方 | 4 |
| 学校運営について | 5 |
| 1 感染症予防策の徹底 | 5 |
| (1) 幼児・児童・生徒への指導 | 5 |
| (2) 児童・生徒等と同居する保護者などへの依頼 | 5 |
| (3) 教職員等の健康管理 | 6 |
| (4) 校内環境の適切な管理 | 6 |
| 2 教育活動の再開 | 6 |
| (1) 教育活動を実施する上で必要な感染症対策 | 6 |
| (2) 段階的な教育活動の再開 | 7 |
| (3) 分散登校期間における教育活動上の留意点 | 8 |
| (4) 教育活動の再開に当たっての配慮事項 | 9 |

◆ 資料

| | |
|----------------------------------|----|
| ・生徒の皆さんへ ～ 私たち一人ひとりが作る学校の「新しい日常」 | 10 |
| ・保護者の皆様へ ～ 学校の「新しい日常」 | 11 |
| ・代々木高校 コロナ対策のポイント (しまそか) | 12 |

本ガイドラインについて

本ガイドラインは、これからの学校の「新しい日常」を定着させるために、感染症予防策の具体的内容、教育活動に係る運営方法、感染者が出た場合の対応などをまとめ、コロナ禍における本校の今後の指針とするものです。

なお、本指針は、今後の状況等を踏まえながら、必要に応じて改訂・追加する場合がありますので、ご理解下さい。

感染症対策に関する基本的な考え方

感染症対策においては、一人ひとりの感染予防に関する行動が、自分の命、家族、大切な人、そして、社会を守ることに繋がります。また、感染症拡大防止のため医療や社会生活を維持する業務の従事者等、最前線で尽力されている方々により私たちの生活は成り立っています。学校教育活動の実施・再開に当たっては、教職員・生徒・保護者、その他の学校関係者などの全員が、この認識を共有していくことが重要です。

そうした共通認識の下で、手洗い・消毒、咳エチケット、換気の徹底といった基本的な感染症対策に加え、「3つの密」を徹底的に避けるために身体的距離を確保する（ソーシャルディスタンス）など、学校内外で「新しい日常」を徹底して実践することが必要です。

そのため、学校内外において、以下五つの対策を徹底して講じる必要があります。

- | |
|--|
| <p>① 「三密（密閉・密集・密接）」を回避することを徹底</p> <ul style="list-style-type: none">・ 換気の悪い密閉空間・ 多くの人が密集している状況・ 互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為 <p>※特に、「3つの密」の条件が同時に重なる状況は必ず回避</p> <p>② 正しい手洗い・消毒や咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底</p> <p>③ 不要不急の外出行動を行わない・行わせないことを徹底</p> <p>④ 日頃の連絡体制を確認し、確実に連絡が行き渡る体制づくりを徹底</p> <p>⑤ 校内保健管理体制の整備の徹底</p> |
|--|

上記の対策のうち、一人一人が特に徹底すべき対策を「よよこ～コロナ対策のポイント（しまそか）」として定め、徹底した対策を行います。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○（し） 手指の消毒・洗浄の徹底○（ま） マスクの常時着用○（そ） ソーシャルディスタンスの保持○（か） 換気・接触箇所の消毒徹底 |
|--|

学校運営について

1 感染症予防策の徹底

(1) 生徒への指導

本校では、生徒に対して、以下の内容を指導します。

ア 新型コロナウイルス感染症についての理解

生徒が新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し、適切な行動をとれるよう、様々な機会を通じ、多様な方法で指導を行います。また、疾病に対する抵抗力を高めるため、家庭における十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心掛け、体調管理に努めるよう指導します。

感染者や濃厚接触者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為をしないこと、医療や社会生活を維持する業務の従事者等、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために最前線で尽力されている方々に感謝の念をもつことについて、指導を行います。

イ 「3つの密」の徹底した回避

密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、密集場所（多くの人が密集している）、密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為が行われる）という三つの条件が同時に重なる場を避けるよう、指導します。「3つの密」が同時に重ならない場合でも、生徒等同士の間隔は、おおむね1～2mの距離を確保し、対面とならないよう工夫した対策を講じます。

ウ 正しいタイミングと正しい方法による手洗いの励行

学校では、出校時や食事の前後、外で活動した後、体育の授業後、トイレ使用后、咳やくしゃみをした後、鼻をかんだ後、教材を共用した後など、飛沫や接触による感染リスクが高まるタイミングにおいて、石けんを使用して、十分に水で流し、清潔なタオルやハンカチ、ペーパータオルでよく拭き取って乾かす手洗いを励行するよう指導します。

※手洗い場の数などで、正しいタイミングでの手洗いの励行が困難な場合でも、アルコールを含んだ手指消毒薬などを併用し、手指消毒の徹底に努めるよう指導します。

エ 咳エチケットの徹底

出校から帰宅まで、マスクを鼻と口を覆って着用させることを徹底させます。マスクを忘れてきた場合や、校内でマスクを汚してしまった場合などは、学校で保管している予備のマスクを着用させます。マスクを着用させることができない、やむを得ない場合には、ティッシュ・ハンカチや袖で口・鼻を覆わせるなど、咳エチケットを行うよう指導します。マスク着用により熱中症などの健康被害の可能性が高いと考えられる場合には、換気が十分に行われている環境の下で、互いに十分な距離を保った上で、マスクを外すことを認めます。また、授業の前後や授業中に適宜水分を摂取させるなど、生徒の健康状態に常に注意を払います。

(2) 生徒と同居する保護者などへの依頼

特にスクーリングに際して、上記（1）の内容を保護者にも通知等により伝達し、家庭においても対策を徹底していただくことをお願いします。

なお、健康観察において何らかの症状が見られる場合は無理をせず休養させて下さい。症状については主治医等に相談するようにしてください。

校長は、生徒に息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいず

れかがある場合、あるいは同居の家族の中に新型コロナウイルスに感染した者がいる場合、生徒が濃厚接触者である旨を把握した場合には、速やかに学校に知らせるよう、保護者に依頼します。

(3) 教職員の健康管理

教職員は、生徒と密に接することから、正しいタイミングと正しい方法による手洗い、咳エチケットの励行や健康管理等の感染症対策を、一層徹底して実施します。

教職員は、毎朝自宅で検温を行い、適切な健康管理に努めるとともに、健康状態に不安がある教職員は無理な出勤を避け、発熱等の風邪の症状が見られるときは自宅で休養することとします。

教職員は、検温結果などから風邪症状がないことを確認のうえ、出勤時に「健康チェック票」等記録表に体温等を記録することに努めます。

校長は、毎日、教職員の健康状態について問題がないことを確認し、3週間は記録を保管します。

勤務時間外においても、「3つの密」が想定される場所、特に「3つの密」が同時に重なる場所を避けるようにします。家族、同居者等も同様に認識していただき、行動自粛について徹底します。

(4) 校内環境の適切な管理

昇降口付近や手洗い場、トイレ、教室など、校内の適切な箇所に石けんやアルコールを含んだ手指消毒薬を設置し、手指の衛生を保てる環境を整備します。

換気を行うため、教室のドアは常時開放することとし、授業中における窓開けなどの換気は、可能であれば常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する。）、2方向の窓を同時に開けて行います。

換気設備を設置している教室等では、常時、空調等を利用し換気設備を稼働させます。

上記の適切な換気を行いつつ、空調や衣服による温度調節、除湿器による湿度調節などの校内環境管理の対策を講じます。

教室やトイレなど児童・生徒等が利用する場所のうち、特に多くの生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ、窓枠、窓の鍵など）は、1日1回以上消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を用いて清拭します。

2 教育活動の再開

(1) 教育活動を実施する上で必要な感染症対策

「1 感染症予防策の徹底」に示した基本的な感染症予防策を継続的に実施するとともに、在校時は生徒の健康状態に注意を払い、必要に応じて検温するなど、健康観察を丁寧に行います。また、以下の事項にも留意します。

ア 登校時の健康状態の把握

生徒に対して、毎朝、自宅で検温するよう指示し、出校時は必要に応じて健康観察票（別添様式を参考にすること。）を提出させます。生徒の健康状態については出校時点（校舎に入る前）に検温の実施や声かけ等により確認します。

なお、家族内に濃厚接触者又は健康観察者がいる場合や、生徒に発熱等の風邪の症状や腹痛、下痢などの胃腸炎が見られる場合は、原則として自宅で休養するようお願いいたします。

出校時に健康観察票等により健康状態を確認できなかった、また健康観察票で体温が37度以上の記載のあった児童・生徒等については、直ちに別室等で検温するとともに、保護者に連絡を取り、待機又は帰宅、通院等適宜適切な対応をとります。

イ 生徒が体調不良を訴えた場合への準備

校長は、感染症が疑われる生徒の発生時における校内の連絡協力体制をあらかじめ決めておきます。(校長→副校長・教頭→教務主任・生徒指導主事・進路指導主事→担任)

ウ 生徒が体調不良を訴えた場合の対応

○教職員は、体調不良者の状態を確認し、管理職と連携しながら、必要な対応について判断します。

○感染症が疑われる生徒については別室で対応し、感染拡大防止のため、対応に当たる教職員を限定します。対応に当たる教職員は、自身や当該生徒が正しくマスクを着用しているかを確認し、当該生徒とともに手洗いた上で、別室へ移動します。また、他の生徒と寝具やタオル等を共有しないようにします。対応後も、教職員等は手洗いを徹底します。([例] 個室を複数準備する、同室内で2 m以上の距離を確保する、パーテーション等で区切る等の対応を工夫して実施します。)

○体液に触れる処置が必要な場合は、必要な感染予防策（ゴム手袋やフェイスシールド等）をとって対応し、前後の手洗いを徹底します。

○感染症が疑われる生徒については、速やかに保護者に連絡した上で帰宅させます。帰宅方法については保護者と相談します。

○帰宅するまで定時的に健康状態を確認し、下校後の医療機関の受診を勧めます。出校の再開については、主治医や学校医等と相談する。

※家庭への連絡に際しては「家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～(厚労省)」を参照します。<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

○下校後は、当該生徒が手を触れたと思われる箇所を消毒するとともに、部屋の換気を十分に行います。

エ ごみの分別

○咳エチケットで出たごみ（鼻をかんだティッシュ等）を捨てる専用のごみ箱（袋）を準備します。

○ごみ箱の中のごみの量は八分目までとします。中のごみをまとめるときは、中身に直接触れないようにしっかり縛り、燃えるごみに出します。ごみ箱の処理をした後は、流水と石けんで手を洗うこととします。

※ コロナウイルスに感染した生徒が発生した場合は、地元関係機関と連携しながら、消毒や休校等の措置をとります。

(2) 段階的な教育活動の再開

ア 基本的な考え方

学校の教育活動の再開に当たっては、子供の学びの保障を図るため、校内における新型コロナウイルス感染症予防策を徹底した上で、次の考え方に基づき実施可能な教育活動を段階的に開始します。

○生徒一人ひとりが新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を身に付けるとともに、自ら判断し、感染を防ぐ行動をとることができるよう、指導を行います。

- 知・徳・体をバランスよく組み合わせた教育活動を実施します。
- 学校は、生徒がこれまで行ったオンライン等による家庭での学習内容の定着を踏まえ、今後の学校での指導を実施します。
- 新型コロナウイルス感染症の第2波・第3波に備え、学びの保障の観点から学校におけるオンライン学習の充実に取り組むとともに、登校による学習とオンライン学習等による家庭学習を組み合わせ実施します。

イ 段階的な教育活動の再開時の学校運営上の重点項目

①感染リスクを抑えた段階的な分散登校の実施

校内での密集を避けるため、出校する生徒の数、登校する日数及び在校時間を段階的に増加するなどの工夫を行います。

②時差通学・短縮授業

時差通学を実施し、公共交通機関が混雑する時間を避けた時間帯となるよう、始業・終業時刻を設定するなどの工夫を行います。また、授業時間についても、あらゆる接触機会を軽減する観点から短縮するなどの工夫を講じます。

③教室等における密集の回避

- ・普通教室においては、生徒の在室を20人程度にとどめ、生徒同士の間隔をおおむね1～2m確保します。その際、対面とならないよう留意します。
- ・その他の教室についても、上記に準じて判断します。

④職員室等における感染症対策

職員室等における勤務については、他者との間隔をおおむね1～2m確保できるようにし、会話の際は、できるだけ真正面を避けるようにします。職員室内で十分なスペースを確保できない場合は、教室等を活用して教職員等が分散勤務をすることもあります。会議等を行う際は、換気をしつつ広い部屋で、最少の人数で行うなどの工夫をするとともに、オンライン会議システム等を積極的に活用します。

(3) 分散登校期間における教育活動上の留意点

ア 感染症対策に留意した各教科等の指導

- 教職員及び生徒は、マスクの着用を基本とし、飛沫感染の防止に努めます。
- 感染症対策を講じてもお飛沫感染の可能性が高い活動は行わないこととします。

(例) グループや少人数等による話し合い活動や体育における身体接触を伴う活動

○実技を伴う体育の授業を実施する場合の注意事項

- ・熱中症に留意するとともに、生徒の休業中の体力の低下や健康状況を考慮し、基本的な技能を身に付ける運動や体力トレーニングを行います。
- ・可能な限り屋外で実施し、体育館で実施する場合は十分な換気を行います。
- ・個人や少人数で密集せずに行うことができる運動を行うなど工夫をします。
- ・体育の授業におけるマスクの着用は必要なしとします。令和2年5月21日付事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」(スポーツ庁)を踏まえて対応します。
- ・使用する用具等は、できるだけ使用前に消毒を行うとともに、生徒間での使い回しは極力避けます。

○体育以外の授業を実施する場合の注意事項

- ・実技や実験、実習等で使用する楽器や用具等は、生徒間での使い回しを極力避け、共用する場合には手が触れる部分をその都度消毒します。
- ・生徒が対面で着席したり、顔を寄せ合ったりすることのないよう、座席配置を工夫します。

イ 式典やガイダンス等を実施する場合

- 参加者は対象生徒のみとし、生徒同士の間隔をおおむね1～2m確保します。
- 2方向の窓やドアを開けるなど、十分な換気を行います。
- 内容を精選し、全体の時間が長くないよう配慮します。

ウ 昼食

- 配膳・下膳の際は、密集を避けるよう指導します。
- 喫食場所を分散するなどして、喫食の場所の密集を避けるとともに、生徒が対面して喫食する形態を避け、会話を控えるよう指導します。
- 喫食の前には、生徒全員の手洗いを徹底させます。

エ 休憩時間

教室等の窓を開け、換気を徹底します。生徒が互いの間隔を適切にとるとともに、休憩時間終了後等に手洗いを徹底するよう指導します。

オ 清掃活動

2方向の窓やドアを開けるなど十分な換気を行った上で、マスクを着用して行い、終了後は、必ず流水と石けん等を使用して手洗いをを行うよう指導します。共用した清掃用具は、清掃活動終了後に消毒します。

カ 生徒への注意喚起

次の注意事項をホームルーム等を通じて周知するとともに、適宜、注意喚起します。

- マスクの着用、手洗いの励行
- 「3密」を避けた行動（換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面という三つの条件のある場をできるだけ回避します。）
- 教室等の換気
- 帰宅後や登校しない日の不要不急の外出の回避

(4) 教育活動の再開に当たっての配慮事項

ア 生徒の心身の状況の把握と心のケア等

学校・家庭・地域の連携による「子供が安心して相談できる環境」の構築に努めます。学校での相談窓口を準備し、小さなことでも心配なことがある場合は、相談できる体制の構築に努めます。

イ 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別の防止

感染者、濃厚接触者とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為をしないこと、医療や社会生活を維持する業務の従事者等、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために最前線で尽力されている方々に感謝の念をもつことについて、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、指導を行います。

ウ 学習評価

教科・科目等の年間指導計画を踏まえた課題に対して、生徒が取り組んだ学習の成果を適切に把握し、学習評価に反映することができるよう工夫します。

資料

生徒の皆さんへ ～ 私たち一人ひとりが作る学校の「新しい日常」

新型コロナウイルス感染症感染拡大を防止する習慣を一人ひとりが実践しましょう

感染防止のための習慣

- マスクの着用、手洗い・毎日（朝夕）検温をしよう
- ソーシャルディスタンスを保とう
- 「3つの密」を避けて行動しよう

食事

- 食器の共用を避けよう
- 対面にならない座り方を工夫しよう
- 食事中的おしゃべりは控えよう

睡眠

- しっかり睡眠をとって、抵抗力を高めよう
- スマートフォンやテレビを見て夜更かしするのはやめよう

公共交通機関

- 混んでいる時間帯の利用を避けよう
- マスクを着けて乗車しよう
- 座席に座るときは間を空けよう
- できるだけ徒歩や自転車を利用しよう

学習の仕方

- 計画的に学習に取り組もう
- 勉強中にも、窓を開けて換気をしよう

手洗い・マスク・毎日検温



ソーシャルディスタンス



「3つの密」を避けて行動



保護者の皆様へ ～ 学校の「新しい日常」

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するためには、保護者の皆様も含めて、学校に通う子供たち一人ひとりが感染拡大を防止する習慣を実践することが大切です。

感染症基本行動 3 か条

- 「3つの密」を徹底的に回避
- 正しいタイミングと正しい方法で手洗い
- エチケットの徹底

登校前に御協力いただきたいこと

- 登校前に検温
- 健康チェック（せきなどの風邪症状）
- マスクを着用して登校

学校における感染症対策

- 身体的距離（1～2m）を確保（列ができそうな場所に立ち位置をマーキング）
- 校舎に入る前にも検温（サーモグラフィーや非接触式体温計で確認）
- 教職員及び児童・生徒はマスクを着用（体育の授業中や事情のある場合は除く）
- 授業中を含め十分な換気の実施（教室のドアは常時開放、30分に一度は窓を開放）など

【よよこ～コロナ対策のポイント (しまそか)】

代々木高等学校 (保健部)

① 手指の消毒・洗浄の徹底

② マスクの常時着用

③ ソーシャルディスタンス保持

④ 換気・接触箇所の消毒徹底

※発熱等で体調不良の時は直ちに申し出てください

※ 仲間と交流を深める大切な機会ですが、会話も控えめをお願いします。